



平成 28 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 **ニチコン株式会社**
代表者名 代表取締役社長 吉田 茂雄
(コード:6996 東証第一部)
問合せ先 取締役 上席執行役員常務 IR室長 近野 斉
(TEL. 075-231-8461)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 26 年 6 月 24 日、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

アルミ電解コンデンサの販売に関して、過去に独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、違反行為が消滅している旨を確認し、以後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額:

アルミ電解コンデンサ 33 億 6223 万円

タンタル電解コンデンサ 2 億 7795 万円

納付期限: 平成 28 年 10 月 31 日

3. 今後の対応

排除措置命令および課徴金納付命令の内容を精査の上、取消訴訟の提起を含め、今後の対応を慎重に検討してまいります。

4. 業績への影響

上記課徴金につきましては、平成 28 年 3 月期第 3 四半期連結会計期間において、特別損失を計上しております。なお、本件に伴う平成 28 年 3 月期通期連結業績予想の修正はありません。

以上